

(平成26年5月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月
② 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、退職時に会社の人に勧められたため、昭和 53 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行ったが、手続場所等の詳細は憶^{おぼ}えていない。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が、未納が無いように納付していたが、納付場所及び保険料の月額等の記憶は無い。

私は、昭和 60 年 1 月に国民年金の任意加入被保険者の資格喪失手続を行った記憶は無く、61 年 4 月に第 3 号被保険者資格を取得するまで国民年金保険料を継続して納付していたはずなので、申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未加入による未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持している年金手帳、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録において、申立人の国民年金の任意加入被保険者の資格取得日は、昭和 53 年 3 月 11 日であること、及び当該資格喪失日は、60 年 1 月 22 日であることが確認できることから、申立期間①の国民年金保険料は、納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金の加入期間において、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無いことから、任意加入被保険者である申立人が、1 か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

2 一方、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、未納が無いように納付していたと述べるのみであり、納付場所及び保険料月額等の記憶が無いことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 60 年 1 月 22 日に、国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、その後、61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できるが、申立期間②において、国民年金被保険者となった形跡が認められないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 12 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月24日は26万7,000円、同年12月12日は30万4,000円、16年7月6日は25万6,000円、同年12月7日は26万7,000円、17年7月12日は26万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月24日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年7月6日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成17年7月12日

私が、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録が無い。

申立期間に係る賞与明細書及び総合口座通帳を提出するので、調査の上、申立期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書、総合口座通帳及びA社の回答により、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年6月24日は26万7,000円、同年12月12日は30万4,000円、16年7月6日は25万6,000円、同年12月7日は26万7,000円、17年7月12日は26万

9,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年4月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年5月1日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年4月1日から20年5月頃まで

私は、昭和19年4月にA社B工場に入社し、C軍D隊E練習生の採用通知を受け、会社に退職を申し出た20年5月頃まで、継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が、昭和19年4月1日に被保険者資格を取得し、資格喪失日の記載が無い、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できるところ、申立人とほぼ同年齢であり、同日に被保険者資格を取得した複数の同僚が「申立人は、A社B工場に勤務していた。」と述べていること、及び申立人が自身と同じ小学校を卒業し、工場でも同じ班で勤務していたとする同僚4人が同日に同社B工場において被保険者資格を取得していることから、当該被保険者記録は申立人の被保険者記録であることが認められる。

また、申立人のC軍D隊E練習生の採用通知を受け、会社に退職を申し

出た昭和 20 年 5 月頃まで、継続して勤務した旨の供述及び同僚の「申立人と私は、昭和 20 年 5 月付けで、C 軍 D 隊 E 練習生に採用された。D 隊に出頭するまでは継続して勤務していた。」との供述は、申立人に係る軍歴記録にある「兵種：F 兵、所管：G 機関、服役年期：昭和 20 年 5 月 1 日入籍、同年 5 月 15 日 C 軍 D 隊 E 練習生」との記載と符合する上、ほかの同僚も、「申立人は、終戦の 2、3 か月前まで、継続して勤務していた記憶がある。」と供述しており、これらのことから、申立人は、19 年 4 月 1 日から 20 年 5 月 1 日までの期間において、A 社 B 工場に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 4 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20 年 5 月 1 日であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月21日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、申立期間は、同社に継続して勤務していた。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、B社から提出された「C工場移転によるC工場労働組合解散の件」及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年4月1日に、同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社C工場は、昭和38年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているものの、B社から提出された社史により、同社C工場は同年4月に移転した旨の記載が確認できること、及び前述の労働組合の解散に係る文書により申立人を含む同社C工場の23人の従業員が同年4月1日付けで同社D工場労働組合へ編入した旨

の記載が確認できることから判断すると、同社C工場は、申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用事業所ではなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 4 月から 19 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月から 19 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、私が 20 歳になった平成 15 年に社会保険事務所（当時）又は区役所から「学生納付特例」の申請用紙が郵送されてきたので、必要事項を記入し、学生証又は在学証明書を添付した上で、それを母親に返送してもらった。

申立期間の国民年金保険料については、母親が、平成 17 年度及び 18 年度とも各年度の 4 月ないし 6 月頃に、郵送されてきた納付書により郵便局で前納してくれた。

申立期間が学生納付特例期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料を前納してくれたとするその母親は、納付時期及び当該期間の保険料額について記憶が無いことから、申立人の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を平成 17 年度及び 18 年度とも各年度の 4 月ないし 6 月頃に郵送されてきた納付書により前納してくれたと述べているが、申立人のオンライン記録によると、17 年度及び 18 年度の学生納付特例の申請日は、共に 5 月 30 日となっていることが確認できる一方、各年度に係る保険料の納付記録及び還付記録は認められないことから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 1 日から 22 年 4 月 1 日まで
② 平成 22 年 4 月 1 日から 23 年 10 月 1 日まで

私は、A社及びB社から約20万円ずつ、計約40万円の給与が支給されていたが、オンライン記録によると、申立期間①及び②の標準報酬月額は、20万円及び26万円と記録されている。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、B社の訂正届により、34万円及び32万円に訂正されたが、訂正後の金額は、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

調査の上、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①のうち、平成16年1月1日から22年4月1日までの期間について、C税務署が保管している16年分から18年分までの給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）及びB社が保管している19年1月から22年3月までの各月2枚（A社及びB社）の日計表によると、申

立人のA社及びB社に係る報酬月額の合算額に見合う標準報酬月額は、A社に係るオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、平成16年1月1日から17年1月1日までの期間について、16年分の源泉徴収票により、申立人がA社及びB社において社会保険料等が控除されていたことが確認できるが、当該源泉徴収票に記載されているA社及びB社に係る社会保険料等の控除額を合算した額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料並びに雇用保険料の合算額を下回っていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成17年1月1日から22年4月1日までの期間について、17年分及び18年分の源泉徴収票に記載されているA社に係る社会保険料等の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合算額とほぼ同額又は下回っていることが確認できるほか、同社に係る19年1月から22年3月までの日計表に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できる。

さらに、申立期間①のうち、平成17年1月1日から22年4月1日までの期間について、17年分及び18年分の源泉徴収票並びにB社に係る19年1月から22年3月までの日計表により、申立人は、同社から社会保険料を控除されていないことが確認できる。

一方、申立期間①のうち、平成15年8月1日から16年1月1日までの期間について、申立人、B社、同社の顧問社会保険労務士事務所、市役所及び税務署は、当該期間に係る給与明細書、賃金台帳及び給与所得の源泉徴収票等の資料を保管していないことから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B社は、平成22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人の当該期間におけるB社に係る標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年11月に、22年4月から同年8月までは34万円、同年9月から23年9月までは32万円に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（34万円及び32万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

一方、B社が保管している申立期間②に係る各月2枚（同社及び社長個人からの報酬月額）の日計表により、いずれか一方の日計表のみ厚生年金保険料が控除されており、他方の日計表では、厚生年金保険料が控除され

ていないこと、及び日計表に記載されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できる。

また、B社は、「申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額が遡って減額訂正されている等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 7 日から 36 年 7 月 20 日まで
厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日は昭和 30 年 7 月 7 日となっているが、私は、もっと長く勤務していた。
また、時期は覚えていないが、A社を退職後、B地区のCビルの地下にあったD施設に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、それぞれの具体的な期間は覚えていないが、申立期間において、A社及びCビルの地下にあったD施設に勤務していたと主張している。

A社については、複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務期間について具体的な供述を得ることはできなかつた上、申立期間において資格を取得している複数の者は、いずれも「申立人を知らない。」と回答している。

また、A社は、昭和 31 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は適用事業所ではない。

さらに、A社は既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料について確認することができない。

Cビルの地下にあったD施設については、申立人は、当時の事業所名を記憶していない上、オンライン記録によると、申立期間において、Cという名称の厚生年金保険の適用事業所は無い。

また、申立人は、当時の上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人

の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、現在、申立人が記憶する所在地にあるE社に照会したところ、「確かに地下にD施設はあるが、申立期間当時、当社が経営していたのか、ほかの事業所に委託していたのかは、資料が無いため分からない。なお、当社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届の控えについて、申立期間及びその前後1年間を調査したが、申立人の名前は無かった。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年頃から29年頃まで
② 昭和45年頃から49年頃まで

私は、申立期間①において、A社（現在は、B社）に勤務し、申立期間②において、C社に勤務していたが、いずれも厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において、当該期間に厚生年金保険の被保険者であった同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「当時の資料は無く、当時の担当者もいないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明。」と回答していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶する当時の上司は、「申立人を覚えていない。短期間の勤務だったのかもしれない。」と供述しているところ、申立人が姓を記憶するただ一人の同僚も、当該期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録を確認できない。

さらに、当該被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳にも同社に係る被保険者記録は記載されていない。

申立期間②について、申立人のC社における記憶から、期間は特定でき

ないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、C社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらず、類似名称の適用事業所も見当たらない。

また、C社に係る商業登記の記録は確認することができず、同社の事業主を特定できない上、申立人は、同社における当時の同僚の姓のみしか記憶していないため、同僚を特定することができず、事業主及び同僚に、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人に係る国民年金の特殊台帳及びオンライン記録から、申立人は申立期間②を含む昭和43年4月から57年6月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8903 (事案 5452 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月から 32 年 4 月まで

私は、A社に勤務していた当時の状況、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、また、同僚も私を記憶していないことから、申立てが認められなかったが、当時の勤務状況、上司及び同僚の氏名を思い出したので、再度申立てをする。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の述べている業務内容と同僚の証言している業務内容が一致していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。しかし、申立人は同社と一緒に勤務していた上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、複数の同僚は申立人のことを記憶していないこと、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持していないことなどから、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成23年3月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間当時の本社がC地区にあったこと、上司及び二人の同僚の氏名を思い出したと述べているが、当該上司及び二人の同僚は、所在が不明であり、照会することはできない。

また、上記の同僚二人は、A社に係る厚生年金保険の被保険者として確認できない。

さらに、A社は、昭和40年代以降の資料しか残っていないため、申立人の在籍は不明と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の

加入状況及び保険料控除について確認することができない。

これらは年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。